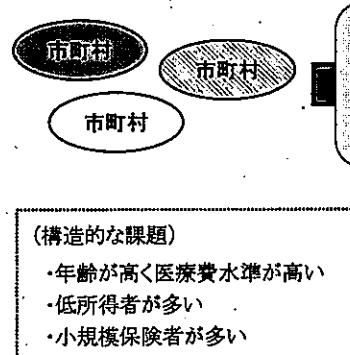


- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
  - ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
  - ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

- 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

### 【現行】市町村が個別に運営



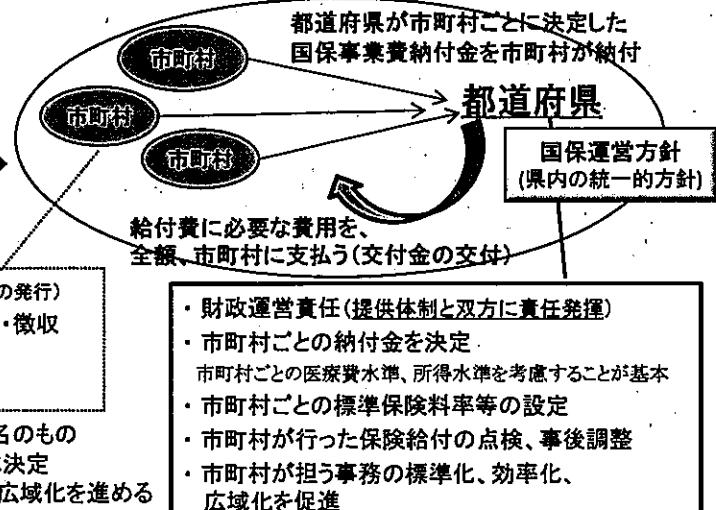
・国の財政支援の拡充  
・都道府県が、国保の運営に  
中心的役割を果たす

- ・資格管理(被保険者証等の発行)
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの  
※保険料率は市町村ごとに決定  
※事務の標準化、効率化、広域化を進める

○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

### 【改革後】都道府県が財政運営責任を担う など中心的役割

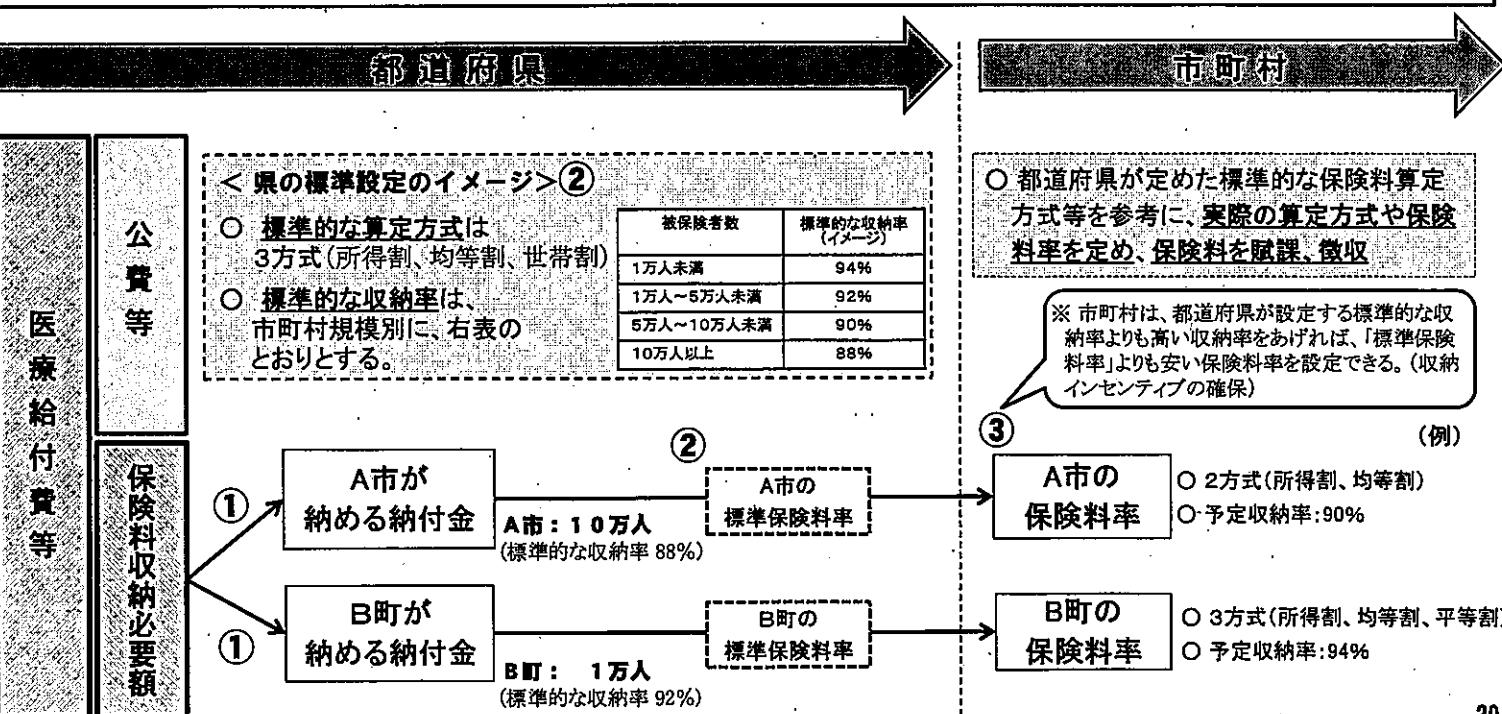


なお、国保の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を  
調整する役割を担うよう適切に見直す

11

### 国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み（イメージ）

- 都道府県は、
- ・医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金（※）の額を決定（①）  
※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
  - ・都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表（②）
- 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。（③）



20